

全建事発第 112 号
令和 6 年 1 月 30 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

令和 6 年能登半島地震の被災地域における
災害復旧工事等の労働者宿舎の設置等に関する当面の措置について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

被災地域における建設工事等の予定価格の設定については、「令和 6 年能登半島地震の被災地域における建設工事等の適正な入札及び契約について」（令和 6 年 1 月 10 日付け全建事発第 103 号にて通知）において、見積書を積極的に活用して積算する等、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めること等を国土交通省より関係県等に依頼したとの内容を通知したところで

す。

今般、令和 6 年能登半島地震の被災地域における災害復旧工事等において、被災地周辺に宿泊可能な施設がなく、現地に労働者用宿舎の設置やキャンピングカーの手配、倉庫を借り上げて宿泊施設とする場合等の費用が必要となった場合の費用計上について、国土交通省直轄工事における当面の措置が示され、関係県等に対し、別紙のとおりに通知されている旨、国土交通省より連絡がありました。

つきましては、ご多忙の折り誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

別紙 国土交通省通知文

以 上

(担当) 事業部 山中

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp